

グループ保険 ご加入のおすすめ

災害保障特約付団体定期保険（生保）
＋
団体総合生活補償保険（標準型）（損保）
（交通事故危険のみ補償特約付）

※
お手頃な掛金（保険料）で保障（補償）と安心を贈ります

※損保部分の保険料には団体割引が適用されています。

主な制度の特徴 <最高800万円（交通事故による死亡の場合、最高1,800万円まで）の保障>

加入手続きは簡単！ [生保分]

現在、健康で正常に勤務されていれば、医師による
診査の必要はなく告知のみで加入手続きができます。

*健康状態によってはご加入いただけない場合があります。

1年ごとの更新！

保険期間は1年間ですので
毎年見直しができます。

税法上の特典！ 法人が役員・従業員のために負担した掛金は所定の要件を満たした
場合全額損金計上できます。

*2022年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行なわれた場合には、
記載の内容と相違することがあります。

【ご意向（ニーズ）確認のお願い】（生保）

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、掛金、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向（ニーズ）に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

加入申込書（票）・提出先

京都府管工事工業協同組合

加入申込書（票）

ご提出締切日 2022年8月8日（月）

*下記の引受保険会社は各ご加入者の加入額のうち、その引受割合による保険契約上の責任を負います。

なお、引受保険会社および引受割合は2022年6月1日現在のものであり今後変更することがあります。

（引受保険会社）大樹生命保険株式会社（生保）引受割合 100%／三井住友海上火災保険株式会社（損保）引受割合 100%

京都府管工事工業協同組合

☆保険金額と概算月払掛金(保険料)

－保障の内容－

災害保障特約付団体定期保険（生保分）＋団体総合生活補償保険（標準型）（交通事故危険のみ補償特約付）※（損保分）

年 齢	保 障 内 容	掛 金 （保 険 料） （月額）	死 亡 ・ 高 度 障 害			障 害		入 院	
			病気により死亡 又は【別表①】 の高度障害状態 となったとき	不慮の事故によ り死亡・高度障 害状態となっ たときまたは所定 の感染症による 死亡のとき	交通事故による ケガのため死亡 したとき	不慮の事故で 【別表②】の身 体障害状態に該 当したとき	交通事故による ケガのため後遺 障害が発生した とき	不慮の事故によ り、5日以上入 院したとき	
			[生保分]	[生保分]	[生保分＋損保分] （ ）内は損保分	[生保分]	[損保分]	[生保分]	
			死亡 （高度障害） 保険金	死亡保険金＋災害 保険金（高度障 害保険金＋障害 給付金第1級）	死亡保険金 ＋ 災害保険金 ＋ 傷害死亡保険金	障害給付金 第2級～第6級	傷害後遺障害 保険金	入院給付金 （1日につき）	
49歳6ヶ月以上	満15歳以上	5,500円 （生保分 4,830円） （損保分 170円） （運営事務費 500円）	万円 800	万円 1,300	万円 1,800 （500）	万円 50～350	万円 20～500	円 7,500	
		5,000円 （生保分 4,320円） （損保分 170円） （運営事務費 510円）	万円 700	万円 1,200	万円 1,700 （500）	万円 50～350	万円 20～500	円 7,500	
		4,500円 （生保分 3,810円） （損保分 170円） （運営事務費 520円）	万円 600	万円 1,100	万円 1,600 （500）	万円 50～350	万円 20～500	円 7,500	
		4,000円 （生保分 3,300円） （損保分 170円） （運営事務費 530円）	万円 500	万円 1,000	万円 1,500 （500）	万円 50～350	万円 20～500	円 7,500	
		3,200円 （生保分 2,640円） （損保分 140円） （運営事務費 420円）	万円 400	万円 800	万円 1,200 （400）	万円 40～280	万円 16～400	円 6,000	
		2,400円 （生保分 1,980円） （損保分 100円） （運営事務費 320円）	万円 300	万円 600	万円 900 （300）	万円 30～210	万円 12～300	円 4,500	
	49歳6ヶ月超	75歳以上	1,600円 （生保分 1,320円） （損保分 70円） （運営事務費 210円）	万円 200	万円 400	万円 600 （200）	万円 20～140	万円 8～200	円 3,000
			800円 （生保分 660円） （損保分 30円） （運営事務費 110円）	万円 100	万円 200	万円 300 （100）	万円 10～70	万円 4～100	円 1,500
		75歳以下							

＊掛金（保険料）は年齢・性別に関係なく一律です。

＊表示の掛金は概算です。申込締切後に正規掛金を算出し、初回から正規掛金を適用します。（生保分）

＊損保分の保険料には団体割引１０％が適用されています。

前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

＊７０歳６ヶ月を超える方については、新規加入、増額のお取り扱いはできません。

（注）団体総合生活補償保険（標準型）（損保分）については、「掛金」を「保険料」、「保障」を「補償」と読み替えます。

＊傷害後遺障害保険金（損保分）は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡保険金の額の４％～１００％をお支払いいたします。

※団体総合生活補償保険（標準型）（交通事故危険のみ補償特約付）のお支払対象となるケガについては９～１０ページをご参照ください。

☆保障内容詳細(生保)

- 死亡保険金** 保険期間中に死亡した場合に死亡保険金をお支払いします。
- 高度障害保険金** 責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、保険期間中に【別表①】所定の高度障害状態のうちいずれかに該当した場合に高度障害保険金をお支払いします。
- 災害保険金** 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内でかつ保険期間中に死亡した場合、または、責任開始期以後に発病した所定の感染症（※）を直接の原因として保険期間中に死亡した場合に主契約の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ※所定の感染症：コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限り、）
- 障害給付金** 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内、かつ保険期間中に【別表②】給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合、「災害保険金×【別表②】の給付割合」を主契約の高度障害保険金受取人にお支払いします。
- 入院給付金** 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故日から起算して180日以内、かつ保険期間中に5日以上、日本における病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院した場合、主契約の高度障害保険金受取人に1日目からお支払いします。
- ＊入院給付金＝入院給付金日額×入院日数
- 注：同一の不慮の事故による入院について通算して120日分（更新前の入院日数を含む）を限度とします。
- ※免責・解除等により保険金、給付金が支払われない場合があります。詳細は後述「☆その他（生保）」欄をご覧ください。

☆グループ保険の概要(生保)

加入資格	- 当組合の組合員である法人の役員・従業員、ならびに組合員である個人事業主とその使用人のうち健康で正常に勤務している、2022年9月1日現在年齢満15歳以上70歳6ヶ月以下（S27.3.2～H19.9.1生まれ）の方です。すでにご加入されている方で、更新時75歳6ヶ月以下（S22.3.2以降生まれ）の方は継続加入できます。 - 年齢が49歳6ヶ月を超え70歳6ヶ月以下（S27.3.2～S48.3.1生まれ）の方は、加入保険金額500万円が限度です。また、70歳6ヶ月を超えて継続して加入の方は、更新時75歳6ヶ月以下（S22.3.2以降生まれ）まで、加入保険金額300万円を限度として継続加入できます。（継続加入後は増額のお取り扱いはできません。） ＊いったん加入すれば、加入後にお体を悪くされても更新直前の保険金額と同額以下で更新できます。（加入資格がある場合） ＊告知の内容によってはご加入できない場合があります。
責任開始期（加入日） 保険期間	責任開始期は2022年9月1日です。 保険期間は2022年9月1日から2023年8月31日までの1年間で、以後、特にお申し出がない場合は、2023年9月1日から1年ごとに更新して継続します。
掛金	月払
中途加入 脱退 変更	新規加入・増額・減額は年1回（毎年9月1日）のみです。その他、保険期間途中での加入・増額・減額はできませんので、この機会に是非お申し込みください。 なお、当組合から脱退または退職した場合（死亡・高度障害含む）は、当制度からも脱退となります。 ＊脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。
保険金の受取人	○死亡保険金：申込書にて指定できます。指定なしの場合は保険約款に記載の順位（被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位）となります。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 ○高度障害保険金：被保険者
税務関係	○死亡退職金、障害・高度障害見舞金等の準備として、法人が掛金を負担される場合は、その掛金は役員分、従業員分共に全額損金処理ができます。ただし死亡保険金受取人が遺族の場合で、役員または特定の使用人のみを対象としている場合は給与扱となります。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2） ＊2022年5月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。
ご加入に際して	法人（または個人事業主）が役員・従業員および使用人のために掛金を負担される場合、ご加入の際に保険加入の同意確認のため、被保険者個々の記名・押印が必要です。
保険金・給付金の請求	法人（または個人事業主）は被保険者の同意を得て、保険金・給付金の受取人を法人（または個人事業主）とすることができます。この場合請求に際して、死亡保険金・災害保険金の場合は被保険者の遺族（労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方）の了知（請求書への記名・押印）、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の場合は被保険者の了知（請求書への記名・押印）が必要です。

【別表①】 所定の高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【別表②】 給付割合表

等級	身 体 障 害	災害保険金に 対する給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13 から 15 までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13 から 15 までまたは第4級の 21 から 25 までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

☆その他(生保)

◆保険金・給付金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除等となり、保険金等をお支払いできませんので、お申し込みの際に特にご注意ください。
(増額された場合は増額部分についても適用します。)

<死亡(高度障害)保険金について>

- (1) 被保険者が加入日以降1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときまたは高度障害状態にさせたとき
- (3) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態となったとき(ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- (4) 被保険者が故意に高度障害状態になったとき
- (5) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (6) 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- (7) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

<災害保険金・障害給付金・入院給付金について>

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- (9) 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (10) 災害保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
- (11) 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
- (12) 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

◆生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 HPアドレス <https://www.seihohogo.jp/>)

◆個人情報の取扱について

本保険制度の運営にあたっては、京都府管工事工業協同組合(保険契約者、以下当組合)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、当組合が保険契約を締結する引受保険会社(大樹生命保険株式会社)へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、当組合に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、当組合および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

この制度は、京都府管工事工業協同組合が生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営されます。

〇ご不明な点がございましたら、下記担当までお尋ねください。

<京都府管工事工業協同組合>

担当：中谷(TEL：075-771-7281)

<生命保険会社窓口>

大樹生命保険株式会社 京都支社 担当：永井・蛭子(TEL：075-361-4332)

*当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

特に重要なお知らせ（契約概要）

団体定期保険

- ・この『特に重要なお知らせ（契約概要）』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、7～8ページの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

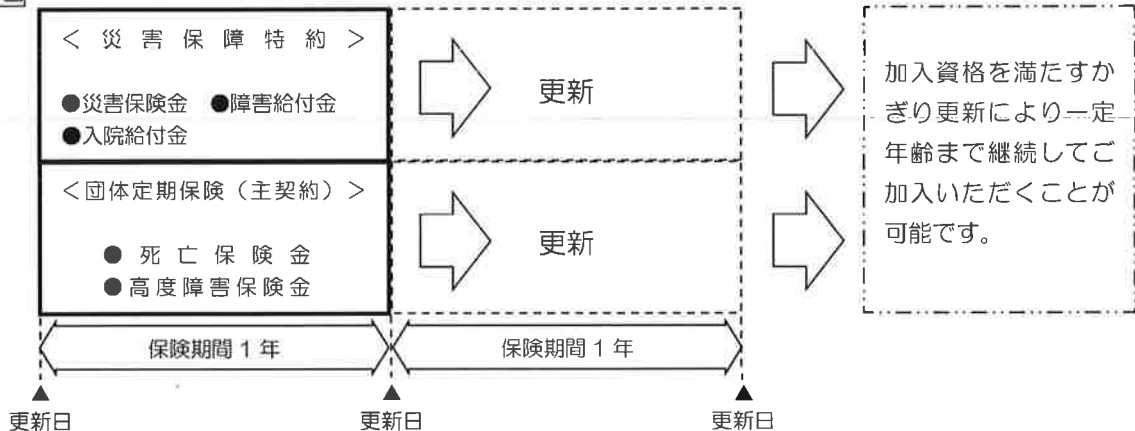
1. 商品名称

災害保障特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

※加入保険金額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です。
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金・給付金をお支払いする主な事由

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。

死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

【災害保障特約部分】

保険金・給付金をお支払いする主な事由は、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内でかつ保険期間中」に次の状態に該当した場合です。

災害保険金	死亡した場合
障害給付金	所定の身体障害の状態に該当した場合
入院給付金	5日以上治療を目的として入院した場合 (120日を限度として1日目からお支払いします。)

※災害保険金については、責任開始期以後発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合もお支払い対象となります。

5. 掛金について

掛金は、毎年の更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

7～8ページの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」をご参照ください。

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットの該当箇所をご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

〔事務幹事会社〕大樹生命保険株式会社 本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

- ・この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、5～6ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人がありのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

- ・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 返戻金について

5～6ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

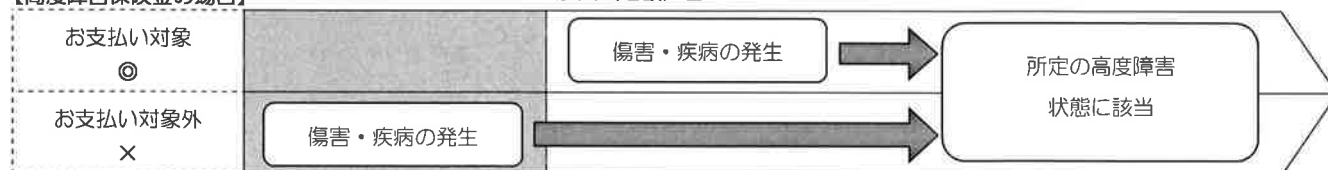
5. 保険金・給付金をお支払いできない主な事由について

○保険金・給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- *加入（増額）日から1年以内の被保険者の自殺によるとき *戦争その他の変乱によるとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - *告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
 - *保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - *高度障害保険金・災害保険金・障害給付金・入院給付金については、原因となる傷害・疾病が加入（増額）日前に生じていたとき。
- なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

【高度障害保険金の場合】

▼加入（増額）日



○特約の保険金・給付金については、上記に加え、以下の事由も対象となります。

- *被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき *被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- *被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- *被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- *被保険者の犯罪行為によるとき *地震・噴火または津波によるとき

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820 ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

○保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

- ・保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- ・お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ・保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

【保険契約者連絡先】 京都府管工事工業協同組合 外線 075-771-7281

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】 大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

5～6ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

☆補償内容詳細（損保）

※印を付した用語については、下記および10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆交通事故 危険のみ補 償特約 セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
傷害後遺 障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約 ☆交通事故 危険のみ補 償特約 セット	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

《※印の用語のご説明》

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約（ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。）

・交通事故危険のみ補償特約

（*）いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

（*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。

- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（＊）
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（＊）
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（＊）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。）
 - ⑥交通乗用具の火災（＊）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

＜事故が起こった場合の手続＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金支払いの履行期
 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）
 - （＊1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - （＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 【ご提出いただく書類】
 - 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - ・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
 - ・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
 - （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」

☆グループ保険の概要（損保）

加入資格	＜お申込人となれる方＞ ・京都府管工事工業協同組合の組合員である法人・個人事業主に限ります。 ＜被保険者（補償の対象者）となれる方＞ ・京都府管工事工業協同組合の組合員である法人の役員・従業員ならびに組合員である個人事業主とその使用人です。 （＊）加入申込書（票）の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。 （注）この欄には損保の加入資格を記載しています。ご加入の際には生保の加入資格と両方を満たしていることが条件になりますので、2ページも必ずご確認ください。
保険期間	2022年9月1日午後4時から2023年9月1日午後4時まで
保険料	月払（初回は8月25日までに、2回目以降は毎月末日までに払込みください）

☆その他（損保）

<ご加入にあたってのご注意>

- ◆この保険は京都府管工事工業協同組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ◆お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ◆<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ◆この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ◆引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご加入内容確認事項

（ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明で確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書（票）への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。
内容をよくご確認ください、加入申込書（票）に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- 加入申込書（票）の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込書（票）の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込書（票）によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

◆お問い合わせ先◆

<代理店・扱者>

MS 関西株式会社 京都支店

（共同募集 管工事 MS関西 京都）

所在地：〒600-8090 京都市下京区竹屋之町 266 1F

TEL：075-353-4150 FAX：075-353-4151

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

京都支店 京都東支店

所在地：〒600-8090 京都市下京区竹屋之町 266 7F

TEL：075-343-6105 FAX：075-343-6110

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

特約 セット	交通事故 危険のみ 補償特約	被保険者（補償 の対象者）の 範囲	保険金が支払われる事故 （○：補償対象 X：補償対象外）	
		本人（*）	右記以外	交通事故
		○	X	○

（*） 加入申込書（票）の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「補償内容詳細（損保）」（9～10ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額
「補償内容詳細（損保）」（9～10ページ）をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）
「補償内容詳細（損保）」（9～10ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「補償内容詳細（損保）」（9～10ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書（票）の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と概算月払掛金（保険料）」（1ページ）の保険金額欄および加入申込書（票）、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込書（票）の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「グループ保険の概要（損保）」（10ページ）をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は京都府管工事工業協同組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書（票）に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書（票）の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

●他の保険契約等（※）に関する情報

- (※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（※）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

- (※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（※）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（※）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（※）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（※）の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（※）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (※) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「グループ保険の概要（損保）」（10ページ）記載の方法により払込みください。「グループ保険の概要（損保）」（10ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「補償内容詳細（損保）」（9～10ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は「グループ保険の概要（損保）」（10ページ）記載の方法により払込みください。

「グループ保険の概要（損保）」（10ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「その他（損保）」（11ページ）をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「その他（損保）」（11ページ）をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 MS 関西株式会社 京都支店（共同募集 管工事 MS 関西 京都）TEL: 075-353-4150

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらから

アクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570-022-808

- ・受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>